

消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情

1 受理年月日 平成28年3月31日

2 陳情者 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

3 陳情の要旨

市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。

記

- (1) わが国における消滅の危機に瀕する言語であるアイヌ語の保全及び継承へ努めること
- (2) 学校図書館及び市立図書館において、アイヌ語に係る図書を、貴重な言語を思わせる目立つ表示を随伴する特別なスペースに置き、各種講習会も併せて開催すること

4 陳情の理由

- (1) わが国の先住民族であるアイヌ民族の言語であり、世界的に極めて貴重な、他言語からの語彙の借用若しくは継承（例えば、日本語におけるロシア語からの借用では、イクラ（魚卵）「**икра**」、アジト「**агитпункт**」、コミンテルン（共産党・暴革派）「**Коминтерн**」、ノルマ「**норма**」のようなもの。）を為さず、言語系統においても貴重な、如何なる語族にも属さぬ「孤立した言語」である
- (2) そしてアイヌ語は、予てより国際連合教育科学文化機関によって、消滅危機言語の中でも最悪のランクである「最も深刻な消滅の危機に瀕する言語」に分類されている
- (3) また、正確な数字は把握できないが、純粹なるアイヌ語話者数は、10人未満となっており、その平均年齢も優に80歳を超えているものと思料される
- (4) 仮令、地理的に相当有利な北海道内の大学又は首都圏の言語学を強みとする主要若しくは大規模な大学などの教育機関でさえ、一般人によるアイヌ語の履修は、不可能となっている。現に、道内の大学出身者の陳情者自身も、当該履修はとうとう叶わなかった。無念
- (5) また、当該教育機関における言語学的研究分野においてすら、その関心の対象とされず、淘汰されつつある。（研究又は教育の対象は、良くても精々、北欧言語程度である。）
- (6) このままでは、間違いなく我々が生きている間に、アイヌ語は絶滅する
- (7) 文化の要である言語を失うことで、日本国民によるアイヌ文化全般に対する保全、継承、研究又は教育に対する興味、関心又は意欲も激減し、やがてアイヌ文化そのものが、絶滅してしまうことと思料される

- (8) 地方公共団体の地域の如何を問わず、わが国の貴重な先住民族の文化の要であるアイヌ語の消滅を、決して看過してはならない
- (9) 教育行政の現場でもある地方行政から、アイヌ語の保全等に力を入れなくてはならない